

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和2年度第5回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和3年3月24日(水曜日) 午後1時30分～午後2時40分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子
5 欠席者名	桑原 菜津子 藤巻 眞理子 今川 夏如 齋藤 幸枝
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 協働学習用ソフトウェアの使用における学籍情報及び学習の記録管理事務) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和2年度第5回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和3年3月24日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時40分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
岩崎 万智子 桑原 菜津子（欠席）
藤巻 真理子（欠席） 今川 夏如（欠席）
齋藤 幸枝（欠席） 田中 孝之
谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

【議案】

- (1) 議案第 12号 電子計算機の結合について
(事務の名称 協働学習用ソフトウェアの使用における学籍情報及び
学習の記録管理事務)

【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主査

総務局総務部行政透明推進課 主任

穂刈 浩

徳永 康洋

堀切 昇

木村 ひさえ

豊田 康平

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日は御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから、令和2年度第5回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、桑原委員・今川委員・齋藤委員・藤巻委員から欠席の連絡をいただいております。</p> <p>本日の定足数ですが、定員10名のところ6名が出席となりますので、会議は成立しております。</p> <p>はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の「次第」でございます。</p> <p>次に、「情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和元年度版」でございます。こちらは、令和元年度中の行政情報開示請求などの内容や本審議会の活動状況などを冊子にまとめたものとなります。この冊子は後ほどお持ち帰りいただければと思います。</p> <p>また、すでに委員の皆様へ送付させていただいております議案第12号に係る「電子計算機結合に関する意見照会書」、報告資料(1)の「個人情報取扱事務に係る届出について(報告)」がございます。</p> <p>資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申し出下さい。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(資料確認)</p> <p>それでは、本日の議案は、1件となります。</p> <p>これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
2 議 題	
議案第 12号	<p>電子計算機の結合について(事務の名称 協働学習用ソフトウェアの使用における学籍情報及び学習の記録管理事務)</p>
議長	<p>それでは、議案第12号の議題に入りたいと思います。</p> <p>実施機関の担当者をお呼びしてください。</p> <p>[実施機関(指導1課)入室]</p>

議長 それでは、御出席いただいている方のお名前と所属を教えてください。
実施機関 教育委員会指導1課課長をしております山浦と申します。よろしくお願ひいたします。

同じく指導1課課長補佐の菱沼でございます。よろしくお願ひします。

同じく指導1課の橋本でございます。よろしくお願ひいたします。

同じく指導1課の松下と申します。よろしくお願ひします。

議長 では、よろしくお願ひいたします。

それでは、御説明をお願ひいたします。

実施機関 それでは、よろしくお願ひいたします。

本件は、市立小中特別支援学校の協働学習用ソフトウェアの使用における学籍情報及び学習の記録管理事務につきまして、個人情報を含む児童生徒の学習記録データの保存と校外での使用のため、外部サーバーを利用することに伴う電子計算機の結合について、個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき、意見を頂戴するものでございます。

表紙の部分に大まかなことは書いてございますが、詳しくは資料にて御説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。タイトルは、「学籍情報及び学習の記録オンライン結合について」でございます。

1、背景につきましては、コロナ禍により社会全体のデジタルトランスフォーメーションが急速に進んでいる中、学校も例外ではなく、ICTはこれからの教育を支える基盤的なツールとして、もはや必要不可欠なものとなりました。これを踏まえて、国は児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想を大幅に前倒しして進め、本市においては令和3年3月1日に義務教育段階の全学年の児童生徒に1人1台端末の整備が実現いたしました。

また、令和3年1月の中教審答申では、令和の日本型学校教育を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現をするためには、ICTは必要不可欠と改めて方針が示されました。本日、御審議いただきます1人1台端末に導入した協働学習用ソフトウェア「ミライシードASP版」は、本市における令和の日本型学校教育の実現を支える重要なツールとして、児童生徒にとってなくてはならないものであると考えております。

次に、2、外部接続の必要性について御説明申し上げます。まず、協働学習用ソフトウェア「ミライシードASP版」の機能について御説明いたします。別紙1を御覧ください。

ミライシードには、全部で4つの機能がございます。カードを使ったプレゼンテーション機能である「オクリンク」、ワークシートを使った意見共有機能である「ムーブノ

ート)、知識の定着や理解を深める学習ドリル機能である「ドリルパーク」、これらを使用して学習した記録を一元管理する学習履歴管理機能である「カルテ」の4つでございます。

このうちドリルパークについては、AIにより児童生徒の学習の習熟状況に合わせた問題が自動で出題されます。加えて、デジタルの特性である自動採点や採点結果の即時フィードバックにより、個別最適な学びが実現し、これまで以上に基礎学力の定着を図ることが可能となります。この機能を最大限に生かすために、既存の紙媒体のドリルに代えて、授業中だけでなく宿題として毎日使用することを考えております。そのためには、外部サーバー上に学習の記録を保存して、学校からでも家からでも接続できる状況が求められますので、外部接続は必要不可欠でございます。

また、オクリンクのプレゼンテーション機能やムーブノートの意見共有機能は、協働的な学びを実現するツールです。オクリンクを使用することで、具体的な体験や実験について写真などを使って手軽にレポートにまとめて発表することができます。また、ムーブノートを使用して一人一人の多様な考えを瞬時に集計したり、いいねと共感したりすることで、これまで以上に仲間とディスカッションを深めることが可能となります。このような学びの中で自然にタブレット端末がある状態を実現できる機能を最大限に生かすためには、児童生徒の氏名などの学籍情報を登録し、発表された資料や共有された資料が誰のものか明確にすることは必要不可欠でございます。

加えて、児童生徒がこれら3つの機能を使用して学習した記録は、学習履歴管理機能「カルテ」によって教職員が一元的に管理することができます。教職員は、蓄積した学習履歴に基づいて児童生徒一人一人について、より適切な評価を行うことができるようになるとともに、評価に基づいた具体的、かつきめ細やかな支援が可能となります。

これらのことから、ミライシードASP版を活用し、令和の日本型学校教育で求められる全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現をするためには、外部サーバーとオンライン結合によって個人情報の電子的処理を行う必要がありますので、個人情報保護条例第8条第2号により、審議会へ意見照会をいたしました。

資料2ページにお戻りください。3、取り扱う個人情報について御説明いたします。協働学習用ソフトウェア「ミライシードASP版」の使用に当たり、オンライン結合する個人情報につきましては、学籍に関することとして学校、学年、組、出席番号、氏名がございます。また、学習の記録に関することといたしましては、例えばドリル学習の解答内容や評価、宿題や提出された解答内容、授業で書いたワークシートなど、児童生徒それぞれの機能を活用して作成した全ての成果物が該当いたします。

次に、4、外部接続状況について、図を見ていただきながら御説明いたします。児童生徒と教職員は、一般公衆回線を使ってクラウドサーバーに接続します。児童生徒の学習の記録は、SSLと呼ばれる方式で暗号化とデータの保護が行われ、意味の分からない数列としてクラウドサーバーに送信されます。クラウドサーバーの中で送信されたデータと学籍に関するデータが電子的に結合され、個人が特定される情報となります。

3ページをお開きください。5、結合先につきましては、協働学習用ソフトウェア取扱会社である株式会社ベネッセコーポレーション、所在地は岡山県岡山市北区南方3の7の17、代表取締役社長は小林仁、1955年1月28日創業、資本金は30億円でございます。

次に、6、セキュリティについてでございます。(1)、データのセキュリティにつきまして、①、ID・パスワードについては、教職員用も児童生徒用も全て異なるIDとパスワードで認証を行っており、他者によるアクセスはできません。また、個人情報扱う学校の管理者機能については、情報管理者である校長しか取り扱えないIDとパスワードにより、学校ごとに専用のURLからアクセスすることとなっております。

続けて、②、盗聴対策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ミライシートASP版は全てSSL通信により安全性が担保された通信手段を用いております。

③、サーバーの監視についてでございます。24時間365日の監視体制を構築しているということでしたが、実際のところどのように運用しているのか不明だったため、ベネッセホールディングスの情報セキュリティ推進部長に対して、オンライン会議で直接確認いたしました。情報セキュリティ推進部長によると、人の目では見落としがあるため、コンピューターとスタッフが二重で監視を行う体制を取り扱っており、万が一通報があった際には、すぐにスタッフが対応できるような勤務体制を取っているとのことでした。

続いて、④、データ運用・保守についてでございます。これも情報セキュリティ推進部長に直接確認したところでございますが、2014年の個人情報漏えい事件の原因は、システム保守の管理業務に携わっていた委託先の従業員にあるということでございます。そこで、改善するために異常を検知するアラート機能の強化や社内から外部への厳重なアクセス制限の実施、扱う情報と業務内容に合わせた執務スペースの入室制限、金属探知のセキュリティーゲート等による物理的なアクセスの制御を行い、データ管理の改善を図ったということでございます。また、社外有識者による情報セキュリティ監視委員会の設立や社内教育を見直し、全従業員への情報セキュリティの徹底を行っていることを確認しております。

4ページをお開きください。(2)、データ管理会社は、株式会社ベネッセインフォシ

エルでございます。こちらは、情報セキュリティ専門会社である株式会社ラックと株式会社ベネッセホールディングスの合併会社で、2014年の情報漏えい事件を受け、情報システムの運用、保守を行うために2015年に設立されたものです。この株式会社ベネッセインフォシエル、そして株式会社ベネッセホールディングスと株式会社ベネッセコーポレーションは、情報セキュリティーマネジメントシステムに関する国際認証規格であるISO27001を認証取得しております。

また、株式会社ベネッセコーポレーションは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の審査を受け、プライバシーマークを認証取得しております。

③、セキュリティレベルとして、日本データセンター協会設定の「データセンターファシリティ」のセキュリティ「ティアレベル3」以上を担保しております。データ管理の状況について、情報セキュリティ推進部長に対して、実際に行って直接この目で確かめたいと要求したところ、秘匿されている情報であることを理由に断られました。その際、保存しているデータの場所も国内でございますが、流動的に動かしており、場所の特定ができないようにしていることを確認いたしました。

5ページをお開きください。(3)、稼働実績につきましては、全国でこのミライシードの採用自治体数は469で、利用者は490万人以上でございます。令和3年3月12日時点で全ての自治体で情報管理、利用において問題は発生していないことを確認しております。

最後に、先ほど申し上げましたとおり、所管課といたしまして3月12日金曜日に、ベネッセコーポレーションの親会社に当たるベネッセホールディングスの情報セキュリティ推進部の部長に対して、個人情報の保護について要請を行ったことを記載しております。本来なら直接会って話したいところでしたが、緊急事態宣言下であったため、オンラインでの実施となりました。この場で所管課長である私から、ベネッセホールディングス情報セキュリティ推進部長に対して、市立小中特別支援学校の児童生徒約10万人の個人情報の安全の厳守を要請し、部長は責任を持って約束を果たすことを明言いたしました。また、継続してデータの保守、運用の状況について確認していくことも約束しております。

説明は以上でございます。所管課といたしまして、児童生徒約10万人の個人情報の責任の重さを十分自覚し、今後も継続して個人情報保護のため業者に対して良好な関係を築きながらも、決して気を許さず、厳しく確認し続けてまいります。学籍情報及び学習の記録の電子計算機結合について、御承認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

これはいつから始めるのですか。

実施機関 これは4月1日からでございます。

議長 この審議会へ出てくるのが遅過ぎないですか。こういうことはちょっと困るのですよね。何でも通ると思っているのではないのですか。どうしてこんなに遅くなったのですか。審議会は2か月に1回やっているのですよ。まずは、そこを説明してください。

実施機関 G I G Aスクール構想の前倒しというのがありまして、インフラの環境が整うのと同時に構築したところがございまして、この時期になってしまった状況でございます。

議長 そうすると、やっぱり整わないところがあったのですか。ほかの自治体では幾つかやっているというのだけでも、さいたま市ではそこが整っていないところが具体的にあったのですか。

実施機関 さいたま市は、タブレット端末が全て子供たちの手元に届いたのが3月1日ということでございます。

議長 タブレットは機械の問題だから、つなぐのは別に前後したって構わないので、ちょっと遅いなと思うし、それだけきちんと計画されたようですから、もっと早くてもよかつたのではないかなと思いますけれども。

それから、いわゆるこれは電子計算機の結合ですけれども、ベネッセのほうへ情報提供するわけですよね。これは何か手続は取っているのですか。何に基づいてベネッセのほうに学籍などの情報提供ができるのですか。

実施機関 情報提供をするわけではなく、その管理としてベネッセのデータセンターを使っているということです。ベネッセのほうで情報を管理しているという状況になっています。

議長 学籍に関する情報というのは、さいたま市からの情報提供ではないのですか。

実施機関 ベネッセのほうでは、それを使うというわけではなくて、さいたま市が使うために登録をしている情報を管理しているというような形になっています。ベネッセがその情報をすぐに使えるというようなデータの活用の仕方になっているわけではございません。

議長 それは本当に大丈夫なのでしょうか。

実施機関 はい。

議長 管理ということは、自分では使わないということなのですか。ベネッセは使わないということでもいいのですか。

実施機関 使わないです。

議長 それで仕事ができるのですか。

実施機関 はい。

議長 保管するだけということですか。

実施機関　　そうでございます。

議長　　　　データの保管をするだけです。

実施機関　　はい。ただ、今までは外部のほうにデータ自体を管理させていたわけではないので、ここできちんと御審議していただきたいということで、今回諮らせていただいています。

野辺委員　　私は、今の学校現場の状況にびっくりするばかりなのですけれども、例えばこういうふうには生徒一人一人にタブレットを準備して、その成績を管理するのにベネッセという大企業の、そういうマンモスコンピューターのほうに情報を管理するわけですよね。そういうことになるということは、生徒個人に対しても、その保護者たちに対しても、さいたま市の教育委員会としての説明はあったのですか。親というのは、我が子の学習のデータとか成績記録だとか、そういう情報が学校の担任だとか校長先生とか、自分の通学している学校の責任者だけでなく、外部のこういう企業に情報として提供されるということをしちゃんと説明を受ける権利はあると思うのです。その辺のデータの管理、情報提供に関する保護者への説明はどのようになされたのですか。

実施機関　　お答えいたします。

　　　　　　このミライシードで取り扱う情報は、協働学習に関するものであるなど、即通知表等につながるものではないのです。

野辺委員　　でも個人情報ですよね。

実施機関　　はい、個人情報です。その情報につきましては、そういった中身も含めまして、校長会を通して現在のところ御説明しております。それで、今回この4月1日からというお話しをさせていただきましたが、4月1日に通知を作りまして、丁寧に説明をさらにしてまいります。

野辺委員　　それは、保護者に対してということですか。

実施機関　　はい。

野辺委員　　そうすると、もう既に情報管理されている、事実上動き出してからの後追いの説明になりますよね。

実施機関　　個人情報をきちんと管理していくということについては、校長会を通して保護者会等で御説明をしていただくようにしております。

野辺委員　　それを信頼するしかありませんよね。私が保護者だったら、基本的には反対したいところですけども。

議長　　　　どうぞ、ほかにございましたらお願いします。

内田委員　　御説明ありがとうございます。幾つか教えていただきたい点などがあります。

　　　　　　つい先だって、LINEのデータ管理問題がありましたが、それを受けて専門家など

から個人情報に対する意識を変えるべきだという指摘がされたこともありまして、特にいろいろ教えていただきたい部分ですけれども、本来であれば各学校が大学と協力して、その子供さんたちに専用のソフトウェアをつくるということが一番理想的で、ビッグデータのように大きな会社がデータを収集するような仕組みは望ましくないと私は思っているのですけれども、やむを得ずそういうことができないのであれば、今回のソフトウェアを過去に問題のあったベネッセのミライシードに決められたという経緯をもしよろしければ伺いたいと思うのです。といいますのも、非常にたくさん授業支援ソフトも学習用ソフトもあります中で、この会社のミライシードに決められた際に、ただのデモンストレーションを見て決められたのか、実際に先生方が一定期間使って、ほかの製品と比べて、またその管理運営、データ管理の面からもここがいいというように決められたのだろうかということをお聞きしたいと思います。

ほかにもありますけれども、一つずつお聞きしたほうがよろしいですか。

議長 一つずつをお願いします。

では、その点について回答をお願いします。

実施機関 こちらのソフトについては、様々な機能が入っているということが、さいたま市でアクティブラーニング型授業を進めていく上で必要だと判断したことが、まず理由としてございます。

先ほど御説明しましたように、4つの機能、「オクリンク」、「ムーブノート」、「ドリルパーク」、それから「カルテ」ということで、そういった機能を一元管理できるといったソフトについては、このミライシードしか現状は無かったというところがございます。管理することとして、そういったものを選んでいきたいということ、それで子供たちのものを個別最適に見とって行って、そして教育を進めていきたいといったことがございます。

また、先行的な取組として、パイロット校を立て、ICTの教育推進校で取組を進めており、私どもでも、良い活用をしているということを確認しております。

以上です。

内田委員 では、試験的に使われたところでは、1年間ぐらい使われていたということでしょうか。

実施機関 そうですね。

内田委員 先生も実際に使っていたのですか。

実施機関 はい。

内田委員 ほかのソフトウェアと比べられてはいないのですか。

実施機関 ほかのものも比較はしましたが、実際に学校で使っているのはミライシードでござ

ございます。

内田委員　ほかのものと比べてみて、学習効果とか使いやすさとか、そういうことも比較した上で決められたということですか。

実施機関　はい、そうでございます。

内田委員　では、2点目伺います。

もしソフトに不具合があった場合に、ほかのメーカーのソフトに変えたいとした場合に、変える条件などは確認していらっしゃるのでしょうか。

実施機関　変える条件ですか。

内田委員　はい。ミライシードをずっと使わなければいけないというようなことはないと思うのですが、例えば不具合があったときに、ソフトのこの部分が足りないからほかの会社に変えたいというようなことが起こった場合には、どういう条件があるのかとかいうことは確認しておられるのでしょうか。

実施機関　契約をする際に、こういった機能があるものということで、私どもで仕様を作っております。それを満たしているものとして契約をしていますので、その仕様を満たしているものという認識で進めているものでございます。

議長　それは、契約に従っていない場合は、普通は契約が切れるということなのだけれども、今こちらが質問しているのは、何かほかのものに変えたいとき、今度もっといいものができたから変えたいという時はどうなのですかと、そういう意味ですよね。

実施機関　契約に準じているところがございますので、その契約の間はそのものを使用することになりますが、不具合というようなことに関しては、例えばこういったものを作ってほしいだとか、少しずつ技術も進歩しておりますので、こういった機能をさらに追加してほしいといったものもあるかと思っております。そちらのほうも、ベネッセの担当を通して要求をし、さらにバージョンアップという形で改善はしていただけるというようなことは確認してございます。

内田委員　追加料金を取られずに、バージョンアップしてもらえるということですか。

実施機関　追加料金はかからないということで認識してございます。

内田委員　例えば携帯電話の会社を変えるときも、なるだけ変えにくい仕組みが世の中できていると思うのですが、そういうようなものは無いということなのですか。

実施機関　無いです。

内田委員　変えたいときはいつでも変えられるという形でしょうか。

実施機関　補足で説明させていただきます。

このソフトにつきましては、賃貸借契約で入っておりますので、5年間のリース契約になっております。ですので、基本的には5年間使うということになっておりますけれ

ども、今委員さんがおっしゃったように、途中で業者のほうの不具合で何かあった場合には、当然瑕疵などにあたる場合もありますから、業者の責任で直してもらおうということになります。もし、それ以上に使い勝手が悪くなってきたとか、さらにいいものが入ったとか、そういうことになれば、契約期間がありますので、契約が終われば次の契約の時に、また選考を行い、より良いものを入れていくということになると思います。

内田委員　では、例えば5年間契約されていたとして、データの保管期間というのはその契約期間ということになるのですか。

実施機関　保存期間として、仮に小学校1年生の子がさいたま市から転出、転校してしまうことがあります。その子がさいたま市に戻ってきたときに、例えば6年生の時に戻ってくるという場合にも、その子の情報がその子のものとして使えるように、一律して6年間取っておくということを確認してございます。

内田委員　では、この6年ごとに更新されるというか、消去されるということでしょうか。

実施機関　そうです。消去されます。

内田委員　では、ほかの会社に替わる時は、そのデータを持って、また全部戻してもらってということになるのでしょうか。

実施機関　ほかの会社に替わる際に、データの利用できるかどうかといったところについては、そのソフトとの整合性があるかと思うので、実際にそのままデータを移行できるかどうかといったところは、今現在では分かりません。

内田委員　その点はとても大切なことで、もし替えられなかったらずっとベネッセのソフトを使い続けなければいけないということが起こってくるのではないのでしょうか。

実施機関　そのソフトの中で、例えば先ほどお伝えしたドリルパークという機能がありまして、そのドリルパークの中でその子が解いた問題の結果という形でデータが保管されております。それはもちろん個人情報として大切に保管しなければいけないものだと思っております。そういった、例えば解答を間違えた箇所ですとか、そのときの点数といった情報は、ほかのソフトでは形が変わってしまいますので、その整合性を取るといったところの必要性については、現状のところ、必要は無いと思っております。

内田委員　問題は無いということでしょうか。

実施機関　はい。

内田委員　分かりました。では、最後の質問です。

先ほどデータセンターは国内にあるということを確認されておられましたけれども、データベースを運用する会社、系列など含めて全て国内に登録されている会社なのでしょうか。

実施機関　こちらのほうを、本当に私どもは一番心配しておりまして、直接この目で確かめたい

と思ったところですが、なかなかそこが交渉に時間がかかってしまったのですが、かないませんで、重ね重ね確認させていただいたところです。国内で行っているということでした。

議長 そのほか、皆さん御質問があれば、どうぞ。

再委託がある場合はどういう契約になっているのですか。

実施機関 一般競争入札です。

議長 違います。再委託ですよ。この業者が下請に出したりすることだってあるでしょう。契約書ではどうなっていますか。さいたま市でこの前起きた事故は、その再委託した先の問題があったわけでしょう。だから、そこが大事なところではないかと思うのです。

実施機関 実際にデータセンターのほうの管理は、今現在委託はされておらず、自社の方で管理しています。

議長 今はいいのですが、将来委託するような場合、再委託があったときの契約はどういうかたちで縛っているのですか。

実施機関 ベネッセの中でということですか。

議長 いや、さいたま市との間でということです。

実施機関 基本的に、一般的な委託契約もそうですし、賃貸借契約もそうなのですけども、情報セキュリティ基準にのっとってやりますので、当然再委託する場合には、こちらの許可を得た上でやっていただくということになります。

議長 そういうことは契約書にきちんと書いてあるのですか。

実施機関 一般的な契約書には書いてあるので、今回も書いてあるというところです。

議長 承諾を得なければならぬと書いてあるのですか。

実施機関 はい。

議長 これは、ほかの案件で、この審議会でも何度もやっていることなのだけれども、再委託についてはいろいろと問題があるから、それについてはきちんとしましょうということで、再委託先にも立入できるとか、調べることができるというようにやっていきましようという一応合意はできているはずなのですよ。だから、そういう認識が無いということがちょっとどうなのかと思ったのだけれども、それはもう全市的にやることになっていますから、このことが出てくるのかなと思っていたのですが、それ出てこないからびっくりしているのだけれども、だから再委託は必ず許可を取ると、承諾を得なければ駄目だというように縛ってあるということですね。

実施機関 はい。

議長 そういうところで心配しているのは、海外のほうへ下請に出すかもしれないし、分からないですから。

それから、もし何か事故あったとき、どういう損害賠償請求ができるのですか。

実施機関 すみません、今細かい数字は出てこないのですが、契約書の中でそれに伴うものとして賠償をしていただくというような形で示してございます。

議長 賠償していただくということで、それは当たり前なのだけれども、賠償については何も限度を決めたりはしていませんね。

実施機関 そうですね、限度は決まっています。

議長 損害賠償で500円ずつ配ったりしたことがありましたけれども、そんなことはないですよ。大丈夫ですね。

実施機関 はい。

議長 全額請求できるということですね。

実施機関 損害の額が決まればその分は当然請求することになります。

議長 だから、私達が現場を見たのかとちょっと言い過ぎたのがいけないのかもしれないけれども、現場を見るのもそれは大事なだけれども、何か事故があったときに縛れるかどうかということと、そういう再委託とか個人情報転々としていって、そこが漏らすという、そういうことが一番怖いのではないですか。業者を決めるときは、よくコンペをやりますよね。あと、いろいろな有識者を入れて点数をつけてやるようなものもありますよね。これはどういう形で決めたのですか。

実施機関 基本的には一般競争入札で決めています。

議長 一般競争入札ですか。

実施機関 はい。

議長 コンペはやったのでしょうか。うちのはこういう製品ですというのは全部聞いているのでしょうか。

実施機関 聞いています。

議長 それは教育委員会だけでやったのですか。職員だけでやったのですか。

実施機関 そうです。仕様を決めた上での一般競争入札なので、コンペという形ではないです。

議長 コンペはしていないということですか。

実施機関 コンペではなく、一般競争入札です。

議長 という状況だそうです。

田中委員 ちょっといいですか。

議長 どうぞ。

田中委員 5ページの(4)の教育委員会による事業者への確認というのは、3月12日で、これが行われたのはついこの間ですよ。これは契約の日ではないですよ。契約はもっと前にやったのです。それとも、この日以降に契約したのですか、それともこれは説

明、確認だけですか。

実施機関 交渉までに時間がかかってしまいまして、この会を実現するといったところの日程が、こういった形の日程にずれ込んでいってしまいました。

田中委員 契約日は、もっとずっと以前ということなのですか。

実施機関 はい、これよりも前になっております。

田中委員 いつ頃ですか。

実施機関 すみません、今すぐに正確な日時が出てこないのですが。

田中委員 そんな前ですか。何年も前のことですか。

実施機関 いえ、違います。今年度です。

田中委員 非常にこちらへ諮問が遅いということと、この3月12日という日にちと、何か関係があるのではないかなと思うのです。これは確認というか、かなり問題点があってここでやっているのか、もう全て解決、終わっているのだけれども、ただ顔合わせ程度でもって確認したのかというような内容なのですか。

実施機関 そこについては御指摘されればそのとおりのことですが、10月ぐらいに契約を結ばせていただいたのですが、要は現場に行ってこの目で確認することが必要だということがありまして、それで3月12日になってしまったというのが、先ほども申し上げましたが、事実でございます。

田中委員 これを資料に載せたのですから、ちょっと遅いですよね。

実施機関 はい。

田中委員 これはやっぱり反省するところですよ。

いいですか。その次にまた質問していいですか。

議長 どうぞ。

田中委員 先ほど、保護者や父兄さんとか、いろいろな人への説明について関わりがあるのではないかと思うのですが、2ページにある取り扱う個人情報について、もうちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。これは個人ですから、生徒1人のタブレットになるわけですよ。それを利用して、学籍に関することとか、学習の記録に関することを全部、先生が黒板に書くような問題まで、このタブレットで処理できるわけですよ。そうすると、例えば宿題とか、そういったものを全部タブレットに入れていくわけですね。それを管理するというか、それを開けて見られる人は担任の先生なのですか、それとも誰が見られるのですか。

実施機関 子供たちへ宿題を出したりするのは、基本的には担任が多いかと思います。

田中委員 担任の先生以外は見られないのですか。

実施機関 はい。それも、担任のもの以外は見られないように授業の設定ができます。

田中委員 　ただ、パスワードだとか、そういったものが分かれば見られてしまうのではないですか。

実施機関 　パスワードについては、それぞれ個人や教職員が設定し、さらにIDも設定しております。こちらのほうは不規則な文字などでございますので、なかなか推測することは難しいものと考えています。

田中委員 　その辺の情報が漏れる可能性はありますよね。

実施機関 　学校の中では、校長がその情報の責任者として、漏れないようにということで管理を徹底しております。

田中委員 　生徒や児童が、このタブレットを家へ持って帰って、保護者がIDやパスワードを入ると出るということはないのですか。こういったことはできないのですか。

実施機関 　できないということです。

田中委員 　できないということですか。例えば、解答が合っているのか合っていないのか、確認したいなと思って保護者がタブレットを使うということはありませんか。

実施機関 　これは、IDの取扱いはタブレットを購入する際に、児童生徒のみというように縛らせていただいておりますし、そこについては校長会や、保護者についても重々御説明を重ねてしております。

田中委員 　生徒はできるわけですね。

実施機関 　生徒はできます。

田中委員 　生徒は、自分が解答したものが間違えているだとか、これは分かるのですね。

実施機関 　はい、生徒だけが使えます。

　ただ、例えばお子さんが親御さんに、自分のパスワードはこれだよと教えてしまえば当然見ることはできますが。

田中委員 　親は、自分の子供がどのくらいの成績なのかなというのは見られないということになるということですか。

実施機関 　子供と一緒にしたら見ることができます。

田中委員 　子供と一緒にだつたら見られるということですね。

実施機関 　はい。

　ただ、IDを入れるのは子供となります。

田中委員 　それは、個人情報の今度の問題には触れないのですか。要するに、本人が家族だと思っても、家族ではない人もいるかもしれない。当人の許可を持って開けているのだから、それは漏れいだとか、そういった問題ではないと解釈するわけですか。

実施機関 　IDやパスワードを打ち込むのは子供ですので、子供しか接続することができないという認識で進めております。

田中委員 子供に責任を持たせるのはおかしいけれども、責任を持って開けたから、それは学校側の責任ではないとか、あるいはコンピューターの責任ではないとか、そういうことになってしまいますか。

実施機関 子供にも、そういったところの情報リテラシーというか、情報モラルを含めて教育を進めてまいります。今現在も進めているところでもございますが、併せて進めてまいりたいと思っております。

田中委員 先ほど校長先生しか見られないというような説明があったと思いますが、それと今の問題はどのように整合性があるのですか。

実施機関 校長のほうで管理しているものがありまして、それは学校内の教職員のIDやパスワードは管理してございます。

田中委員 それは、校長先生は見られるということですか。

実施機関 はい。

田中委員 生徒個人のは、校長先生が開けるわけにはいかないということですね。

実施機関 そうですね、担任の先生のほうでは解答等を見ることはできますが。

田中委員 この資料の右側の学習の記録に関するところのところがちょっと問題があるような気がするのだけれども。

議長 では、前提として、この資料の右側の学習の記録というのは、つまりこのタブレットを使ったことによる記録だけと見ていいのですか。つまり、ほかの例えばその人の普段成績がどのくらいだとか、そういう情報は絶対入らないということでもいいのでしょうか。

実施機関 はい、おっしゃるとおりです。

議長 そこをはっきりさせないと誤解を招くわけで、このタブレットを使ってやった学習の結果などが出るということで、例えば個人の指導の記録などがありますよね。ずっと長年のものがあるでしょう。ああいうものが出るわけではないわけでしょう。

実施機関 通知表ですとか、そういった情報が出るわけではないです。

議長 だから、タブレットでやった学習の結果の情報ということで限定すればいいのですよね。

実施機関 はい。あくまでも、協働学習用ソフトウェアのミライシードで使ったものだけです。

議長 だから、そういう前提でなくては困るのだけれども、そういうことですよ。

実施機関 そのとおりです。

野辺委員 一つ質問なのですが、今の子供たちはみんなタブレットの操作はすぐに覚えてしまうと思うのですが、例えば知的障害の子供さんは特別支援学校に行く子供が多いけれども、中には地域の普通学校に学ばせたいという親もおります。そうすると、

知的障害を持った子が普通学級、あるいは支援学級でもいいのですけれども、そこで勉強している場合にタブレットの操作が、ほかの子供たちのようにはすぐに理解できない場合に、タブレットの使い方だとかというのを担任以外にきちんとその生徒に分かりやすく説明するような補佐の教員とか、介助人のような方は、今の学校現場にはいるのですか。置いてけぼりになるということはないですか。知的障害が多少ある子供たちが、タブレット利用の授業についていられないという現実はないでしょうか。

実施機関 先ほども御質問がありましたけれども、実際に使ってみたところに足を運ばせていただいで確認もいたしました。一斉の授業よりも、タブレットを活用した場合のほうが、さいたま市の場合には複数の先生で支援に入ったりもいたしますが、一人一人がここでつまづいているのだというのは、タブレットの使い方に関わらず、計算だったりとか、字を書いたりとか、それぞれの特徴に合ったつまづきがより分かりやすく見えるというのは、実感させていただいているところです。

野辺委員 それが見えた上での指導というのも速やかに現場でできるということですか。

実施機関 はい。そちらのほうも、複数体制だったり、指導方法だったり、そういったところを構築して、またさらに磨きをかけていきますが、今時点でもきめ細やかにできている状況です。

野辺委員 あまりこういう授業を受ける生徒の側に戸惑いとかつまづきだとか、そういうのが増えていくという懸念は、今のところないということなのでしょうか。

実施機関 はい。

田中委員 今の学習の記録に関する事で、もう一回確認ですけれども、要するにタブレットを使って生徒・児童が学習して、それを解答みたいな形で送ります。それに対して、このタブレットを利用して先生方が回答するという事はできないですね。先生方のコメントがこのタブレットに入るという事はないわけですね。

実施機関 提出されたものを見ることはもちろん可能です。それに対してのアプローチの仕方は様々ですが、先生のほうからこういったところがよくできていたよというような、会ってお話をする事もあるかもしれませんし、何か通信手段でお話することがあるかもしれません。

田中委員 回答は、そのタブレットに画面で出てくるわけではないのですね。

実施機関 解答は、自動で出てまいります。

田中委員 すみません、回答と言っては分かりづらいから、先生のコメントがここに出てくるということではないのですね。口頭で返ってくるということですね。

実施機関 口頭であるだとか、別の手段であるだとか、このソフトの……

田中委員 要するに、聞きたいのは、この画面で先生と生徒がやり取りしているのかどうかとい

うことです。

実施機関 機能によってなのですが、やり取りするような機能も中にはございます。

田中委員 あるということですね。

実施機関 はい。

田中委員 あるということは、その他の先生方のコンピューターは別としても、それによって先生の情報が入ってくるのですよね。例えば数学であるとか、解答がはっきり分かっているならば機械的に解答が出るとは思いますけれども、個人的な判断でないと解答が出ないような問題を、このソフトの中で出した場合に、その解答はあなたが間違っていますよとか、あなたの解答は二重丸ですよというようなことは、その担当の先生がインプットするわけですか。

議長 正解は出てくるから分かるということですがけれども、例えば間違っただのに対して、ここを考えてみなさいとか、こっちの点はどうなのかなというようなことができるのですか。

野辺委員 やっぱり、それが授業ですものね。

実施機関 例えば、やり取りの中でそれを見て、チャット機能などを使って子供たちに投げかけるというようなことはできます。

田中委員 そうすると、いろいろな情報が入ってくるのでしょうか。

はい、分かりました。

実施機関 例えば、こちらの資料で「ドリル」のものですと、基本的には「○」「×」のように、コメントなどは出ません。ですが、その1つ前の「ムーブノート」ですと、学級会ではないですけども、みんなの意見を出し合いながら練り上げていくようなものについては、それについては皆さんそれぞれの子供が出した意見などが表示されて、それに対して先生がこういうふうにしたほうがいいのかとか、そういうものを表示させるということは可能です。

田中委員 教育上、私はいいと思うのですがけれども、これが変な具合に漏れるというか、アウトプットする人が、その人以外の人への取扱いによって、そういうような問題までも漏れいするということはないのですか。

実施機関 それはいいです。

田中委員 それは断言できますか。

実施機関 はい。

そのほかに何かございますか。

このタブレット使った授業というのは、現実にも使っているわけでしょう。まだやっていないのですか。

実施機関 タブレット自体は、パソコン室などを含めて使ってきてはいるところでございます。
今まで学校全体で40台とか、そういう規模でしたので、みんなで順番に使っていた
状況でございます。3月1日からは、一人一人に自分のタブレットが配付されたという
ことでございます。

議長 だけれども、そのタブレットがあるというのは、別にベネッセのソフトを使うためだ
けのものではないのでしょうか。

実施機関 違います。

議長 ほかのことに使うわけでしょう。

実施機関 はい。

議長 ということだそうですね。

岩崎委員 この中身はとてもいい内容みたいなのですが、ちょっと一遍にさっと理解する
のは、この場で理解するのは難しいのですけれども、こういうものを契約するときは全
部分かった上で契約してしまいますよね。もう後でどうのこうの言っても契約は契約だ
からということになるのですけれども、私たち審議会はどうなのだろうと、この場でい
ろいろなことを言って、それで何か全然違う場合は駄目だと言ったら今から契約は解約
になるのですか。例えばこれは納得できないとか、こちらも一生懸命きちんと読み込ま
なければいけないのですけれども、これはちょっと子供たちにとって危ないだろうと、も
しもそういうことがあったら、また契約をやり直すのでしょうか。

実施機関 いろいろな現在の世界状況とか、国内の状況も踏まえながら、やはり個人情報、その
辺りのところが一番子供を守ってあげなければいけないと思っております、いろい
ろな専門家からも情報を聞きながら調べてきたところです。その上で、契約も結ばせてい
ただきながら、遅くなってしまいましたけれども、確認も直接オンラインになってしま
いましたが、させていただきましたので、ぜひと思ひまして、本日御審議に伺ったので
すが、ただ、今こちらで御意見を伺って、さらに緊張して細かい、短いスパンで確認を
しながら進めていこうと思っているところでございます。

議長 岩崎委員の御意見で言えば、もしこの審議会が本当に重要視されているとすれば、こ
の契約は審議会の同意を得て効力を発するとか、そういう条件をつけることも考えられ
ますが、きっとそこまではつけてくれないと思います。ですが、もっといろいろな
手続が必要なものはそういう形で、例えば、余計なことですが、住宅を買う場合に、ロ
ーンがつけられなかった場合は解約するということがありますが、これと同じ理屈にな
るのだと思います。

岩崎委員 契約書に何か付け足せばいいのですね。もしも何かあったら、こういう場合はこうで
すということ。

議長 そのようなことを契約の相手方にも認識させるということは必要だと思います。

それから、やはりこの前の事例もそうですけれども、担当者が替わったりしますと、そのところが忘れられてしまう部分ありますので、ぜひ今おっしゃったとおりの緊張感というものは持っていただいたほうがよろしいと思います。

何かほかにございますか。

無ければ以上でございますので、要件は、公益上特に必要があると認めるときというのが要件でございますが、よろしいでしょうか。ただ、御意見も出ていましたので、別に条件としてつけるわけではないのですけれども、保護者の方にはよく御説明していただいて、人によっては何でベネッセが出てきたのというところがあるかもしれませんし、まだ記憶に新しい人もいるかもしれないと思います。

いかがでしょうか、そんなところでよろしいですか。

田中委員 今、保護者に説明するということは、さっき私が質問したようなことが十分出てくるだろうと思いますので、その辺をよく説明しておいたほうがいいと思います。

議長 これは、公益上特に必要があると認めるということでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そのようにさせていただきます。

どうもご苦労さまでした。

[実施機関（指導1課）退室]

報告事項

(1) 個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは次に、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告について説明させていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく市長から本審議会宛てへの報告でございます。報告資料(1)を御覧ください。1ページ目は、令和3年3月3日付の市長から本審議会宛ての報告となります。こちらは、令和3年1月1日から2月28日までに届出のありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数は開始が16件、変更が17件、廃止が11件となっております。なお、届出書は5ページから49ページに掲載されておりますので、御確認いただければと思います。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

何かございませんか、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 ありがとうございました。
 これで全て終わりということでしょうか。

3 その他

議長 では、何か事務局からありますか。

事務局 御審議ありがとうございました。次回の審議会でございますが、令和3年5月26日水曜日、午後1時30分を予定しております。開催通知につきましては、改めて事務局から送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 議題は何か予定されていますか。

事務局 今のところございません。

議長 どうもありがとうございました。